

1. 議事日程

〔平成29年第1回安芸高田市議会3月定例会第1日目〕

平成29年 2月23日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第4 | 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第5 | 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第6 | 施政方針 |
| 日程第7 | 議案第34号 平成29年度安芸高田市一般会計予算 |
| 日程第8 | 議案第35号 平成29年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第36号 平成29年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第37号 平成29年度安芸高田市介護保険特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第38号 平成29年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第39号 平成29年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第40号 平成29年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第41号 平成29年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第42号 平成29年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第43号 平成29年度安芸高田市水道事業会計予算 |
| 日程第17 | 議案第1号 安芸高田市犯罪被害者等支援条例 |
| 日程第18 | 議案第2号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例 |
| 日程第19 | 議案第3号 安芸高田市個人情報保護条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第20 | 議案第4号 安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第21 | 議案第5号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第22 | 議案第6号 安芸高田市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第23 | 議案第7号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第24 | 議案第8号 新市建設計画の変更について |
| 日程第25 | 議案第9号 安芸高田市過疎地域自立促進計画の変更について |
| 日程第26 | 議案第10号 安芸高田市特別会計条例の一部を改正する条例 |
| 日程第27 | 議案第11号 安芸高田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例 |
| 日程第28 | 議案第12号 安芸高田市地域活性化・緊急総合経済対策基金条例を廃止する条例 |

- 日程第 2 9 議案第13号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 0 議案第14号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 1 議案第15号 安芸高田市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 2 議案第16号 安芸高田市福祉施設新設奨励条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 3 議案第17号 安芸高田市林道管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 4 議案第18号 安芸高田市高田地区工業団地下水処理場基金条例を廃止する条例
- 日程第 3 5 議案第19号 安芸高田市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 6 議案第20号 安芸高田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 7 議案第21号 安芸高田市奨学金貸付条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 8 議案第22号 平成28年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 3 9 議案第23号 平成28年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 4 0 議案第24号 平成28年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 1 議案第25号 平成28年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 4 2 議案第26号 平成28年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 3 議案第27号 平成28年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 4 4 議案第28号 平成28年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 4 5 議案第29号 平成28年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 6 議案第30号 平成28年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 7 議案第31号 平成28年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 4 8 議案第32号 平成28年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 9 議案第33号 平成28年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第4号）

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	新田和明	2番	芦田宏治
3番	玉重輝吉	4番	玉井直子
5番	山根温子	6番	前重昌敬
7番	石飛慶久	8番	児玉史則

9番	大 下 正 幸	10番	山 本 優
11番	熊 高 昌 三	12番	宍 戸 邦 夫
13番	秋 田 雅 朝	14番	塚 本 近
15番	金 行 哲 昭	16番	青 原 敏 治
17番	水 戸 眞 悟	18番	先 川 和 幸

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 会議録署名議員

15番	金 行 哲 昭	16番	青 原 敏 治
-----	---------	-----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (20名)

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	竹 本 峰 昭
教 育 長	永 井 初 男	総 務 部 長	杉 安 明 彦
企画振興部長	西 岡 保 典	市 民 部 長	小笠原 義 和
福祉保健部長兼福祉事務所長	可愛川 實知則	産業振興部特命担当部長	山 平 修
建設部長兼公営企業部長	伊 藤 良 治	教 育 次 長	叶 丸 一 雅
消 防 長	久 保 高 憲	会 計 管 理 者	広 瀬 信 之
八千代支所長	佐々木 早百合	美土里支所長	毛 利 幹 夫
高宮支所長	中 谷 文 彦	甲 田 支 所 長	小 玉 勝
向原支所長	神 岡 眞 信	総 務 課 長	土 井 実 貴 男
財 政 課 長	河 本 圭 司	政 策 企 画 課 長	猪 掛 公 詩

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名 (4名)

事 務 局 長	外 輪 勇 三	事 務 局 次 長	森 岡 雅 昭
総 務 係 長	國 岡 浩 祐	専 門 員	大 足 龍 利



午前10時00分 開会

- 先川議長 おはようございます。
定刻になりました。
ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。
外輪事務局長。
- 外輪事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長並びに教育長より本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、市長より議会の委任による専決処分事項について2件の報告がありました。
第3点、市長より、3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について、1件の報告がありました。
第4点、監査委員より平成28年11月分、及び12月分、平成29年1月分の例月出納検査の報告がありました。
それぞれの写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。
以上で諸般の報告を終わります。
- 先川議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、15番金行哲昭君、及び16番青原敏治君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 先川議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 熊高昌三君。

- 熊高議会運営委員長 平成29年第1回定例会の運営につきまして、去る、1月24日、及び2月15日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から3月17日までの23日間といたしました。

議事の都合により、2月24日から2月26日並びに、3月1日から3月16日

までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、諮問3件、議案43件の計46件でございます。

議案審議については、お手元の付託表のとおり、議案第1号、第2号、第4号、第5号、第7号から第9号、第11号の8件は、総務企画常任委員会へ、議案第14号、第15号、第21号の3件は、文教厚生常任委員会へ、また議案第17号から第19号の3件は、産業建設常任委員会へ、さらに議案22号から第43号までの22件を予算決算常任委員会へそれぞれ付託することといたしました。

その他の諮問3件、議案7件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

次に、一般質問の取り扱いについては、11人から通告がありましたので、2日間の日程といたし、通告順に、2月27日を6人、28日を5人といたします。

以上、報告を終わります。

○先川議長 お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は23日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 異議なしと認めます。よって、会期は23日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第5 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○先川議長 日程第3、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件から、日程第5、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件までの3件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日、平成29年第1回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には御多用のところ御参集を賜り、まことにありがとうございます。

先般も御説明申し上げましたが、私の旅費問題の件につきましては、司直から一定の御判断をいただきました。このことを真摯に受けとめ、改めてみずからを律し、安芸高田市が抱えております人口減対策など喫緊の課題に全力で取り組むことで、市民の皆様方にお返しをしまる所存でございます。

何とぞ御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、このたびの定例会へは、諮問3件、条例関係21議案、予算関係22議案を提出させていただきました。

どうかよろしく御審議をお願いいたします。

それでは、諮問第1号から諮問第3号までの3号議案について、一括して提案理由の御説明申し上げます。

いずれも、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

まず、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、現委員である吉田町の松原美和子委員の任期が、本年3月31日をもって満了を迎えることから、後任候補者として引き続き松原美和子委員を推薦するものであります。

松原美和子委員は、平成26年から1期3年間、人権擁護委員を務められ、人権相談や人権の花運動など、主体的に人権擁護活動に携わっていただいております。人権問題に十分な理解があり、引き続き熱意と意欲をもって、人権擁護委員活動に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断し、推薦をするものであります。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由を御説明を申し上げます。

本件は、現委員である甲田町の山本康則委員さんの任期が、本年6月30日をもって満了を迎えることから、後任候補者として、上野豊博さんを推薦するものであります。上野豊博さんは、昭和58年から平成22年に至るまで、甲田町役場で勤務をされました。安芸高田市役所では、人権会館で勤務をされており、人権啓発に多大な貢献をされました。人権問題に理解や関心があり、熱意と意欲をもって人権擁護委員活動に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断し、推薦をするものであります。

続きまして、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由を御説明申し上げます。

本件は、現議員である甲田町の田邊裕子委員の任期が、本年9月30日をもって満了を迎えることから、後任候補者として大下典子さんを推薦するものであります。大下典子さんは、昭和55年から現在まで、県内小中学校で勤務され、安芸高田市でも向原中学校校長を務められ、特に子どもの人権問題に十分な理解があり、熱意と意欲をもって人権擁護活動に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断し、推薦をするものであります。

以上、諮問第1号から諮問第3号まで、一括して提案理由を御説明申し上げます。どうかよろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

- 先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
お諮りいたします。  
この件に関しましては、質疑、討論、及び委員会負託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。  
(異議なし)
- 先川議長 御異議なしと認めます。よって、質疑、討論、及び委員会負託を省略することに決定しました。  
これより、本件3件を個別に採決いたします。  
諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ございませんか。  
(異議なし)
- 先川議長 御異議なしと認めます。よって、本件は諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。  
続いて、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ございませんか。  
(異議なし)
- 先川議長 御異議なしと認めます。よって、本件は諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。  
続いて、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ございませんか。  
(異議なし)
- 先川議長 御異議なしと認めます。よって、本件は諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 施政方針

- 先川議長 日程第6、施政方針。
ここで、市長の施政方針の表明を受けます。
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 平成29年第1回定例会の開会に当たり、施政運営に関する私の所信と、平成29年度当初予算における主要施策の概要について御説明申し上げ、議員各位並びに市民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。
我が国の経済は、雇用や所得環境の改善が続く中で、国による各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される一方で、海外景気の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要性があり、依然として予断を許さない状況にあります。
本市においては、歳入全体の約40%を占める普通交付税の合併特例加算措置の段階的な減額が平成26年度から始まっております。この減額は、本市をはじめとする8つの合併市が中心となって、国に働きかけ、普通交付税制度の見直しが実現したことにより、当初よりも半分程度まで小

さくなりました。平成30年度までは普通交付税の減少基調は継続するため、財政運営は一段と厳しいものになってまいりたいと思います。

また、御承知のとおり、本市は、少子高齢化、人口減少が急激に進む局面にあり、これは全国の中山間地に顕著な傾向でございます。このまま続けば市税や普通交付税の配分が減るという財政上の直接的な影響だけでなく、地域の活性化、産業の維持が困難となり、特に農業や介護の現場においては人材の確保が大きな課題となることが予想されます。

本市は、平成29年度で合併14年目を迎えます。これまで新市建設計画を着実に実行し、市として十分な施設や機能を整えることができましたが、旧町から引き継いだ施設を合わせると、本市の人口や財政規模からすれば過剰な状況にあると思います。旧町から引き継いだ施設の中には、老朽化が進んだものもありますので、利用状況等も考え合わせ、残すべきかどうかも含めて検討し、取捨選択していかなくてはなりません。

一方、インフラ施設につきましては、市民の現在の生活を維持するためには欠くことができません。これから更新を迎える高度成長期に整備されたインフラ施設を多く抱える本市にとっては、その財源を確保することは中長期的な財政上の大きな課題でございます。

このように財政的には多くの課題がある中ではございますが、人口減対策について、財源を集中して取り組んでいかなければならないと考えております。これは、まさに市を存続させるための施策でございます。人口減対策は、市の将来をつくる投資として、重点的に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、平成29年度当初予算の編成方針について御説明を申し上げます。

本市が抱える課題のうち、最も重要で、早急に取り組まなければならないものは、言うまでもなく、人口減対策であります。国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によれば、平成36年の本市の人口は、2万6,326人となり、現在よりも約3,400人減少する予想が出されております。

そこで、安芸高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、人口減少の歯どめ対策・少子高齢化対策の推進により、推計プラス1,200人を目標とし、平成36年の目標人口を2万7,500と設定したところでございます。

平成28年度は、取り組みの初年度ということで、新たに保育料の第2子半額、第3子以降無料化、子育て応援券の発行など、子育て支援の取り組みや、起業支援、サテライトオフィスの誘致など、働く場の確保の取り組みを始めてまいりましたが、2年目の平成29年度はこれらの取り組みを市の未来をつくる投資として、さらに強力に推進いたし、より効果を上げるための体制を整えて臨みたいと考えております。そこで、平成29年度を平成36年の人口目標2万7,500人の達成に向けた具体的なステップを描く年にしてまいりたいと思います。

安芸高田市は、甲立古墳、毛利元就関連史跡などの特徴的な歴史、神楽、はやし田に代表される独特な文化、土師ダム、湧永庭園などの多彩

な観光資源に恵まれ、可能性に満ちた魅力的なまちでございます。しかし、まだ十分に市外の皆様方にそれを伝えきれていないのではないかと感じております。

また、安芸高田市ならではの魅力をまだ十分に引き出し切れておらず、そのポテンシャルを生かし切れていないのではないかと感じておるところでございます。そのために、平成29年度はこれらの地域資源を生かしたまちづくりに力を入れ、魅力あふれる安芸高田市をつくりたいと考えております。そして、その魅力を市外の人に発信するとともに、市民がそのことに誇りを感じ、元気と活力を得られるよう施策を実施してまいりたいと思います。

本市のもう一つの課題は、急速な高齢化の進行であります。人口減と高齢化が同時に進む状況下では、地域の互助機能や家庭での介護力が低下してまいります。この課題につきましては、これまでも市民総ヘルパー構想のもと、新たな互助・共助の形をつくり、一定の成果を上げてまいりました。

平成29年度はその取り組みをさらに一歩進め、高齢者など日常生活に支援が必要な人や、そうなる恐れがある人のライフスタイルを把握し、必要な支援や情報を適切に提供できる仕組みの構築を検討しておるところであります。なれ親しんだ地域で、安心して住み続けることができる市民に安全・安心を与える施策を実施してまいりたいと思っております。

一方で、冒頭申し上げましたとおり、本市の重要な財源である普通交付税の合併特例加算措置の段階的削減が始まっており、行政運営はますます厳しいものとなってまいります。また、公共施設やインフラ施設の更新のための財源を確保する必要もございます。その上で、人口減対策に取り組んでいくためには、さらなる行財政改革を推進していかなくてはなりません。今後の持続的な財政運営のためには、使用料の見直しなど、受益者負担の適正化、公共施設の統廃合など、市民の皆様に対して、多大な影響のあるものについても踏み込んで進めていかなければなりません。丁重に御説明をし、御理解をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

平成29年度当初予算編成におきましては、持続的な財政運営をするために行わなければならない行財政改革を確実に進め、今行うべき課題に正面から取り組むとともに、市の将来をつくる投資、市民に元気と活力を与える投資、市民の安全・安心をつくる投資についてもしっかりと行い、市民みずからが全国に誇れる住み続けたいまち、安芸高田市をつくることを基本方針としたところでございます。

その結果、平成29年度の当初予算規模は、一般会計210億9,000万円。前年度対比で9%の増。8つの特別会計は、合計105億5,928万円。前年度対比8.1%減。地方公営企業法適用の水道事業会計は、第3条予算及び第4条予算合計で、18億1,302万1,000円。前年度対比315.2%の増となりました。平成29年度で、簡易水道事業特別会計及び飲料水供給事業特別会

計を水道事業に統合することから、特別会計の合計が約9億円減り、その分水道事業会計がふえた形になっております。

それでは、第2次安芸高田市総合計画に掲げる施策の体系に沿って、施策の概要を御説明申し上げます。

冒頭申し上げましたとおり、本市の最も重要で早急に取り組まなければならないものは、人口減対策です。そのために本市では、市外から人を呼び込む移住・定住の促進を進めてまいります。中でも、特に子育て世代にとって魅力あるまちにするために、学校教育の充実、子育て支援の充実に力を入れてまいります。

最初に、移住・定住の促進であります。市外から人を呼び込むためには、地域に仕事がなくはなりません。本市では、今年新たにテレワークの実証実験を行うこととしております。テレワークとは、インターネットを介した通信機器によって、柔軟に働くことができるというものでございます。当初は実証実験という形で進めてまいります。本格的に運用すれば企業と市の双方がそれほど高いコストをかけることなく、企業誘致と同様の効果を上げられると思います。これは光ネットワークを市内に整備したからこそ実現できることでございます。今後もこういった光ネットワークを活用した地域の仕事づくりに力を入れてまいります。

地域の仕事づくりに加えて、移住・定住・Uターンを考えている人に対しては、その背中を押す支援を行ってまいります。これまで行ってきました結婚サポート事業や、子育て・婚活世帯向けの住宅補助制度に加えて、平成29年度からは就学のために本市の奨学金を借りた者が就職等で市内に居住した場合には、その返済を免除する制度を新たに設けました。学校を卒業後、ふるさとに戻って生活したい若者を支援してまいります。

また、市外から移住を考えている子育て世代や、定年後の田舎暮らしを考えているシルバー世代にとっては、空き家の活用は魅力的な選択肢であります。平成27年度には、24件の空き家バンクを利用した空き家活用の実績がありました。平成29年度からは、さらに空き家の活用が促進できるよう空き家バンクの登録に対する助成や、空き家の不動産業者による仲介に対する助成を行い、空き家を貸す側と空き家を利用する側の双方にとって、利用しやすい仕組みにしていきたいと思っております。

一方で、国を挙げて取り組む地方創生の旗のもと、各自治体が移住・定住を競って政策を行っております。競争の時代に入っております。その中で、安芸高田市の情報が他の自治体の情報に埋没してしまわないように、本市の一番の魅力は何か、どんなキャッチフレーズで売っていけばよいのかということをしつかりと確認して、安芸高田イメージ戦略として打ち出し、市外の人に本市の魅力を届けて、移住・定住につなげていきたいと考えておるところでございます。

そのためにも重要なのが、地域おこし協力隊であります。平成29年度

で3年目になり、市民の間で認知度も上がってまいりました。彼らは、市外から来て、地域の魅力づくり、地域の魅力発信などに携わっており、みずからの活動や経験を通して、かつて市外からの移住・定住希望者だったという同じ立場から本市の魅力を伝えることができます。

平成29年度は新たに3人を募集することとしております。さらに地域の活力を加え、市外にその魅力を加えて、移住・定住の増につなげていきたいと考えております。

次に、学校教育の充実であります。本市では、県内トップクラスの学力を児童生徒に身につけさせることを目標に掲げ、取り組みを進めており、着実に成果を上げております。平成29年度は英語教育をさらに力を入れるため、英語の指導体制を強化し、英語検定試験の受験の支援を行ってまいります。

また、学力の底上げを目指して、放課後に学習指導を受けることができる地域未来塾を市内全域に広げてまいります。さらに、学校教育環境の改善にも努めてまいります。市内全ての小中学校の教室に空調機器を整備することを目指して、平成29年度は中学校、平成30年度には小学校の全てに空調設備を整備してまいります。猛暑日が連続するような異常な夏の暑さのもとでも、快適な学習環境を整えることができるようになると思います。

平成27年度から試行的に導入してまいりました教育のICT化につきましては、児童生徒のアンケートをとるなどした結果、授業の理解度の向上に効果があることが明らかになりました。平成29年度から市内各校に電子黒板、タブレット端末を順次導入してまいりたいと思います。

これまで保護者や地域の皆様と協議しながら進めてまいりました学校規模の適正化につきましては、平成30年4月に八千代地区と甲田地区、平成31年4月に可愛・郷野地区の小学校の統合をすることとなりました。平成29年度は、八千代地区と甲田地区の学校統合に向けた施設の改修、閉校に携わる行事の予算を編成し、実施してまいります。

その他の地域の小学校や中学校の統合につきましては、今後も引き続き協議を行うこととしております。

次に、子育て支援の充実であります。

本市では、保育料の無料化を見据え、平成28年度から実施している第2子の保育料の半額負担、第3子以降の保育料の無料化を平成29年度も継続いたします。また、24時間保育の実現に向け、新たに病児預かりのサービスを提供できるよう体制を整備いたします。既に行っている病後児預かりのサービスに加え、子どもが病気のときにも預けることができる体制を整えます。あわせて保育士の補助を行うことができる子育て支援員の養成講座も開設いたします。ファミリーサポートサービス登録者のスキルアップ、保育士の補助者の増を実現し、24時間保育、保育料の無料化につなげてまいりたいと考えております。

さらに、保育環境の充実にも努めてまいります。平成29年度は、新た

に空調機器が未整備の市内保育園の遊戯室に、空調機器を設置いたし、快適な保育環境を整えてまいります。また、平成28年度から進めている甲田地域の3つの保育所を統合し、新たに認定こども園を設置する計画につきましては、平成29年度は土地の造成を行うこととしております。民設民営によって平成31年の開設を目指しており、保育環境の改善に大きく寄与するものと考えております。

子育て医療の充実につきましては、対象を18歳までに拡充した医療費の助成と不妊治療費助成の上限撤廃を、平成29年度も継続してまいります。これらの子育て支援施策、子育て医療の充実は、県内他市町や子育てのしやすさをPRしている他県の市町村と比べても、遜色ない充実度でございます。先に申し上げた学校教育の充実の施策とあわせて着実に実施いたし、子育てをするなら安芸高田市と市内外にPRしてまいりたいと考えておるところでございます。

市民の生活の利便性を確保する生活インフラの整備・維持につきましては、平成29年度から水道3事業を統合いたし、事業の効率化を図るとともに、水源の運用を広げ、未給水区域の解消と安定した水の供給を進めてまいりたいと思います。下水道につきましては、平成27年度に策定した長寿命化計画に基づき、浄化センターの対策工事を行ってまいります。あわせて、上水道、下水道の料金の改訂についての検討も進めてまいります。

また、新たにマイナンバーカードを利用した住民票や税の証明書など自動で交付できる交付機を設置いたします。さらに平成30年度から順次市内各町に設置を進めていく予定であります。

市内の公共交通の柱となるお太助ワゴンにつきましては、平成21年度の運用開始から7年が経過しておりますので、平成28年度に続いて車両の更新を行いたいと思います。今後も順次更新を行い、本市の重要な交通インフラの確保に努めてまいりたいと考えております。

本市のもう一つの大きな課題は、急速な高齢化の進行であります。人口減と高齢化が同時に進む状況下では、地域の互助機能や家庭での介護力が低下してまいります。地域の互助の力を引き出し、適切な支援を行っていく必要がございます。また、消費生活トラブルも後を絶ちません。消費者被害の解決・防止に向け、引き続き消費生活相談員体制の充実に取り組んでまいります。

本市が保有する公共施設やインフラ施設についても老朽化が進んでまいりました。人口の推移に合わせ、利用する施設を絞り込んだ上で、必要な施設には適切に改修等を行っていく必要がございます。なれ親しんだ施設で、市民の皆様が安心して住み続けることができる安全・安心を与える施策を行ってまいりたいと考えております。

団塊の世代の方々が75歳を超え、後期高齢者となられる頃には、本市の高齢化率は40%を超えると推計をされております。こういった時代が来ることを見据えて、これまでも市民総ヘルパー構想を唱え、新たな互

助・共助の形をつくる取り組みを進めてまいりました。

平成29年度からはそれらをさらに一步進め、高齢者の日々の安否確認や生活相談を行い、困り事や心配事を把握する生活支援員を各地域に配置したいと思います。生活支援員は地域の人たちと協力しながら実情を把握し、市、社会福祉協議会、地域振興会、民生委員・児童委員、介護支援専門員などの関係機関と定期的に協議し、高齢者のニーズや課題に合わせて適切な情報提供を行い、必要な福祉サービスを受けられるよう手助けを行ってまいりたいと思っております。

この事業に、従来から行ってきた介護予防活動や生活習慣病の予防・早期発見・重症化予防を目的とした健康づくり事業を組み合わせることで、健康で充実した生活と医療費抑制の両立を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

また、医師会、歯科医師会、地域の中核病院でございますJA吉田病院とも連携いたし、地域医療体制の充実・機能強化を図ってまいります。JA吉田総合病院の休日・夜間救急診療所の運営につきましても、引き続き財政支援を行ってまいりたいと思います。

障害者福祉の推進につきましては、平成28年4月に施行された障害者差別解消法の理念に基づき、障害のある方でも庁内に手続に支障がないよう、筆談・手話のサービスの提供ができる体制を整えたところがございます。地域社会における共生の実現を図るべく、障害者福祉のサービスの維持・向上を努めるとともに、障害者の自立と社会参加を目的とした支援や本人とその家族に対する相談・支援体制の充実に努めてまいりたいと思います。

高度成長期に集中して建設されました公共施設やインフラ施設は老朽化が進み、維持更新あるいは解体除去も含めて計画的かつ効率的に対応していかなければなりません。安芸高田市公共施設等総合管理計画において掲げました公共施設の総延べ床面積の30%以上の縮減の目標に向けて、公共施設の配置適正化に取り組んでまいります。これにあわせて、平成16年の合併以来見直しをしていかなかった使用料とその減免措置についても、受益者負担の適正化の観点から見直しを行っていきたいと考えております。

さらに、橋梁や上下水道等のインフラ施設の更新時期も迫ってきております。平成29年度には、市役所本庁第1庁舎の耐震工事、下水道の浄化センターの長寿命化工事、老朽化した消防団詰所の建てかえ工事を実施することとしております。市民の皆様方に安心して使っていただけるよう、公共施設、インフラ施設の安全確保に努めてまいりたいと思えます。また、危険空き家の解消に向け、平成28年度に創設いたしました危険空き家の解体補助制度を継続し、所有者に対して危険空き家の適正な管理を呼びかけてまいりたいと思えます。

自然環境の保全やごみの減量化につきましては、資源循環型社会を構築し、自然環境を守るための取り組みとして、生ごみ処理機への助成、

資源ごみを回収する団体への助成を継続して行い、資源リサイクルに力を入れ、ごみの減量化をさらに推進してまいりたいと思います。

さて、冒頭申し上げましたとおり、本市の最も重要で早急に取り組まなければならないのは人口減対策であります。そのためには、最初に掲げた市外の子育て世代の背中を押す移住・定住を促す支援策を行うだけでなく、私たち市民自身、私たちの住む安芸高田市そのものが魅力にあふれ、活気に満ちている必要があるのではないかと考えております。そこで、本市の文化や地域資源を生かした魅力づくり、本市の産業を活性化できる活力づくりに力を入れ、それを市外の人に発信するとともに、私たち市民がそのことに誇りを感じ、元気と活力を得られるようにしてまいりたいと思っております。

まず、本市の文化や地域資源を生かした魅力づくりについてであります。

本市には、豊かな自然、特徴的な歴史、独特の文化、多彩な観光資源など、多くの宝があります。本市の宝の一つである神楽を活用した観光振興・地域振興施策につきましては、高校生の神楽甲子園や、東京・大阪など大都市圏での神楽公演が大きな反響を呼ぶなど、年を重ねるごとに着実に成果を上げているところであります。

平成29年度からは、市内の神楽団が使う神楽面、衣装、小道具の製作の販売を行い、製作の過程も体験できる神楽工房の整備に向けて、検討を進めていきたいと考えております。神楽を見るだけでなく、体験して楽しむ文化として、魅力あふれるものにしていきたいと考えておるところであります。

本市には、神楽のほかにも、はやし田、子ども歌舞伎などの独特の文化があります。平成29年度にはこれらの文化芸術を体系的にまとめた振興計画を策定して、国からの支援を受ける枠組みをつくり、本市の文化芸術の振興を図ってまいりたいと考えております。また、平成28年3月に国に指定されました甲立古墳につきましては、今後の保存活用のための計画を進めてまいりたいと思います。

次の宝は、豊かな田園風景であります。これを生かした田んぼアートプロジェクトに取り組んでまいります。田んぼアートとは、水田を絵画のキャンパスに見立てて、古代米や鑑賞米など色の異なる稲を使って巨大な絵を描くことをございます。米が実るごとに絵が鮮明にあらわれて、それを見物に来る人による経済効果が期待できるだけでなく、子どもたちが田植えや稲刈りに参加することで農業への理解や、本市への親しみを感じてもらう効果があると考えております。取り組んでいただく地域にとっても、地域の団結を深め、地域を元気にすることにつながることが期待できると思っております。

また、これまで検討を重ねてまいりました道の駅事業につきましても、いよいよ本格的に始動してまいります。平成29年度には用地取得と基本設計を行い、平成32年春の開業を目指しております。本市の農産物など

の地域産業の振興の拠点、本市の文化・スポーツ・歴史史跡などの観光情報の発信拠点、大規模災害が起きたときの防災のための拠点など、従来の道の駅とは異なる新たな魅力を持つ道の駅にしたいと考えております。

これらの本市の宝を見つけ、磨き、市内外に発信するには、ふるさと応援の会の皆様から大変な御協力をいただいております。幅広い知見と人脈、本市に対する深い愛情をもって、強力なサポートとなっております。平成29年度には、広島支部、東京支部に続いて、関西支部を立ち上げていただくことにしております。今後も強力で支援してまいりたいと考えております。

同様に、市外の人々の視点から、新たな風を吹き込んでいただけるのが、まちおこし協力隊の皆さんです。宝を磨く過程に直接携わっていただいたり、ソーシャルネットワークを活用した市内外への情報発信を積極的に行っていただくなど、大いに貢献していただいております。

また、新たな本市の宝の情報発信の手段として、ふるさと納税がごございます。平成28年度から開始いたしました制度でございますが、昨年度にインターネット上のポータルサイトから直接申し込みを受けて、返礼品の発送まで行う仕組みを変更したところ、月平均でこれまでの20倍以上の件数の申し込みをいただきました。本市を知っていただく手段として大変有効と考えておりますので、今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

協働によるまちづくりにつきましては、引き続き地域振興会の活動を支援してまいります。また、多文化共生につきましては、多文化共生の視点を持つことは、多様性のある地域づくりにつながると考えております。市民講座、外国語教室など多文化共生に対する理解を深める事業を行うとともに、在住の外国人にとって暮らしやすい環境とするため、日本語教室の開催、相談員・通訳員の充実に引き続き取り組んでまいりたいと思います。

次に、本市の活力づくりでございます。

本市の基幹産業であります農業につきましては、担い手機械等整備支援によって地域の農業の担い手を支援し、JA広島北部と市が共同出資した農業後継者育成基金を活用して、県立農業技術大学校の学費を支給し、新たな農業に取り組もうとする若者を支援するなど、将来の本市の農業のための支援を今後も継続してまいりたいと思います。

羽佐竹地区の大規模農業団地につきましても、整備を推進し、雇用の創出を図るとともに、参入いただく法人等と連携して、生産から出荷までのさまざまなノウハウを生かした、安全安心な農産物の安定的な供給を行ってまいりたいと思います。

一方で、シカ・イノシシ等の有害鳥獣対策につきましては、有害鳥獣の集積拠点を設けるなど、より効果的に駆除を進めるための工夫をすることとしております。これまで以上に有害鳥獣の駆除を行い、農業等へ

の被害をできるだけ抑えていきたいと考えております。

本市の農産物の商品化の支援やブランド化の推進につきましては、引き続きJA広島北部と連携し、三矢シリーズ等の販売促進と新たな農産物の薬用作物の加工、及び商品化を支援してまいりたいと思います。また、あきたかたのたからブランドの開発・販売促進を支援するとともに、6次産業につきましても積極的に取り組んでまいりたいと思います。

商工業者の支援につきましては、市内に立地いたしました企業に対する奨励金制度とあわせて、新たな市内に起業しようとする方への支援を引き続き行ってまいります。また、市内の空き施設を活用したサテライトオフィスの誘致にも力を入れてまいります。さらに、市内の高校生就労活動を支援し、地元企業への就職へつなげる高校生キャリア育成事業も推進してまいります。

冒頭申し上げましたとおり、平成29年度は、平成36年度の人口目標2万7,500人の達成に向けた具体的なステップを描く重要な年であります。ポイントとなる事業を着実にを行うため、4月1日付で組織機構の見直しをすることとしております。大きくは次の3点でございます。

1点目は、庁内の複数部局にまたがる人口減対策や定住促進対策に係る事業を総括する部門として、企画振興部内に地方創生推進課を新設いたします。

2点目は、各地域に配置する生活支援員による新たな自助・共助の形をつくり出す部門として、福祉保健部高齢者福祉課の中の係を改編して高齢者生活支援係とし、総務部などの連携のもと、新たな制度を構築してまいりたいと思います。

3点目は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに関連し、安芸高田市らしい取り組み、とりわけ文化芸能部門で神楽を中心とした展開を模索するため、産業振興部商工観光課に対応窓口を一元化し、取り組みを進めてまいりたいと思っております。

以上、平成29年度の予算編成、提案に当たりまして、私の所信の一端を述べさせていただきました。

平成29年度は、財政上の厳しい環境のもと、行財政改革を確実に進めつつ、市の将来をつくる投資、市民の安全・安心をつくる投資、市民に元気と活力を与える投資についてもしっかりと行い、市民みずからが全国に誇れる住み続けたい町、安芸高田市をつくることを政策方針とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○先川議長

これをもって、施政方針を終わります。

この際、11時10分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~


○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。



- 日程第7 議案第34号 平成29年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第8 議案第35号 平成29年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第9 議案第36号 平成29年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 議案第37号 平成29年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第11 議案第38号 平成29年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第39号 平成29年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第13 議案第40号 平成29年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第14 議案第41号 平成29年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第15 議案第42号 平成29年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
- 日程第16 議案第43号 平成29年度安芸高田市水道事業会計予算

○先川議長 日程第7、議案第34号「平成29年度安芸高田市一般会計予算」の件から、日程第16、議案第43号「平成29年度安芸高田市水道事業会計予算」の件までの10件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第34号から議案第43号までの提案理由の御説明を申し上げます。これらの案は、平成29年度の各会計予算を調整いたしましたので、議会へ上程し、議決をお願いする案件であります。

初めに、議案第34号「平成29年度安芸高田市一般会計予算」であります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ210億9,000万円とするものであります。債務負担行為につきましては、その事項、期間及び限度額を定めるものであります。地方債につきましては、その借入限度額を27億1,820万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を40億円と定めるものであります。

次に、議案第35号「平成29年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」であります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億9,486万8,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を7億円と定めるものであります。

次に、議案第36号「平成29年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算」であります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億2,780万7,000円とするものであります。

次に、議案第37号「平成29年度安芸高田市介護保険特別会計予算」であります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ43億5,728万6,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を1億円と定めるものであります。

次に、議案第38号「平成29年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算」であります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,369万2,000円とするものであります。債務負担行為につきましては、その事項、期間、限度額を定めるものであります。地方債につきましては、その借入限度額を2,920万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を2億円と定めるものであります。

次に、議案第39号「平成29年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算」であります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億9,819万円とするものであります。債務負担行為につきましては、その事項、期間、及び限度額を定めるものであります。地方債につきましては、その借入限度額を7,770万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を1億円と定めるものであります。

次に、議案第40号「平成29年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算」であります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億3,680万5,000円とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を5,990万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を5,000万円と定めるものであります。

次に、議案第41号「平成29年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算」であります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,983万2,000円とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を3,020万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を7,000万円と定めるものであります。

次に、議案第42号「平成29年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算」であります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,080万円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を500万円と定めるものであります。

次に、議案第43号「平成29年度安芸高田市水道事業会計予算」であります。

本案は、平成29年度から簡易水道事業特別会計と飲料水供給事業特別会計が水道事業会計への統合を予定していることから、これらの会計を合わせた予算となっております。その予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を9億9,038万9,000円とするものであります。予算第4条は、資本的収入の予定額を4億9,575万3,000円、資本的支出の予定額を8億

2,263万2,000円とするものであります。

資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額3億2,687万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額704万2,000円、過年度分損益勘定留保資金1,573万6,000円、当年度分損益勘定留保資金3億410万1,000円で補填するものであります。第4条の2、特例的収入及び支出は、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、前年度の簡易水道事業・飲料水供給事業特別会計の出納整理期間を持たない打ち切り決算の実施による、債券及び債務として整理する未収金・未払金は、それぞれ380万円及び5,820万円でございます。予算第5条に定めます企業債の限度額は、2億3,540万円とし、予算第6条に定めます一時借入金の限度額を2億円とするものであります。予算第7条、8条の予算の流用につきましては、収益的支出の各項、資本的支出の各項の間で流用を可能とするよう定めると同時に、予算に定める職員給与費につきましては、議会の議決を経なければ、他の経費との間で、流用ができないことを定めるものであります。次に、予算第9条は、水道事業の運営に充当するため、一般会計から補助を受ける金額を3億4,808万3,000円とするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 今市長から、るるに施政方針から予算の34号からいろいろございました。で、施政方針の中にも予算の趣、心構え、いろいろ29年度編成予算の基本方針とありましたが、この予算案は予算特別委員会に付託されるということは私も心得ておるんですけど、大まかに市長が29年度にその予算案に対しての大まかな、個々はもう予算特別委員会で聞きますので、大まかに市長、今回の予算、各担当課におろした予算があつて、その分は承認の分もございしますが、その思いを1点お聞きします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほど施政方針で申し上げましたけど、安芸高田市は合併後この現在まで3,500人の人口が減少しております。このまま推移すれば市の存続が難しくなります。そこで、市の存続をかけて、職員一丸となり、人口減対策に取り組む所存でございます。

御理解を賜りたいと思います。

中でも、全事業がこの人口減対策にかかわるわけでございますけど、まあ現在考えてるのは教育のレベルアップと、それから就労の場の確保、家庭でできる仕事とかいう就労の確保、それから子育て支援、この3つを重点的に実施してまいりたいと。このことによって、計画しております1,200人の歯どめをかけていきたいと、かように思っておりますので、御

理解を賜りたいと思います。

○先川議長 ほかには質疑はありませんか。
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案10件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第1号 安芸高田市犯罪被害者等支援条例

○先川議長 日程第17、議案第1号「安芸高田市犯罪被害者等支援条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第1号「安芸高田市犯罪被害者等支援条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、犯罪被害者等基本法にのっとり、本市における犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、その支援を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的としております。

以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審議することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第18 議案第2号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第18、議案第2号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第2号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、平成29年度の部の分掌事務、及び部の次に置く課・室について改正を行うものであります。分掌事務のうち、統計調査に関する事項を総務部から企画振興部へ移管し、総務部総務課に情報管理室、企画振興部に地方創生推進課、福祉保健部に健康長寿課と保険医療課を設置するものであります。

以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審議することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第3号 安芸高田市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

○先川議長 日程第19、議案第3号「安芸高田市個人情報保護条例等の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第3号「安芸高田市個人情報保護条例等の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、国において、個人情報の保護に関する法律、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、情報提供ネットワークシステムの使用に関する準用規定の追加、及び引用条項の整理のため、所要の改正を行うものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長より要点の説明を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 議案第3号「安芸高田市個人情報保護条例等の一部を改正する条例」について、要点の御説明を申し上げます。

議案書にあわせ、説明資料を提出をしております。そちらのほうから説明をさせていただきます。

説明資料の1ページをお願いいたします。

このたびの条例改正の根拠となっておりますものは、1の改正の趣旨で説明をしておりますように、国における法律であります個人情報の保護に関する法律、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律。いわゆる番号法、もしくはマイナンバー法と呼ばれております法律の一部を改正する法律が、平成27年の9月9日に公布され、本年7月以降に本格的に情報提供ネットワークシステムが情報連携のため使用されることに伴い、規定を整備する必要があることから、本市条例の関係部分を改正をするものでございます。なお、ここでいう情報ネットワークシステムとは、マイナンバーを有効に活用するため、国・県及び市町村等で構築しているシステムのことを指すものでございます。

次に、説明資料の2、改正の内容につきましては、本市の2つの条例を

改正をすることとしております。

1つ目は、安芸高田市個人情報保護条例で、情報提供ネットワークシステムの定義が改正されたことによる本市条例の一部改正を、また番号法に第26条が追加をされたことに伴う引用条項の整理を行うこととしております。

2つ目は、安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例で、番号法第19条第8号が追加されたことに伴う引用条項の整理を行うものでございます。

次に、3の施行期日につきましては、改正法の施行期日であります平成29年の5月30日としておりますが、改正条例第2条の安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、公布の日から施行することとしております。

いずれにいたしましても、国の上位法に当たりますいわゆる番号法の一部改正を受けての本市の関係条例の一部改正でございまして、説明資料の2ページには、改正され追加されました番号法の第19条第8号、第10号及び第26条を参考に添付しておりますので、御参照ください。

次に、議案書の説明をいたします。

議案書の1ページをごらんをいただきたいと思っております。

改正条例第1条は、安芸高田市個人情報保護条例の一部改正でございます。

2ページをお開きください。

表の右が改正前、表の左が改正後となります。第22条第1項第1号のエで、番号法第28条を準用いたしておりますが、番号法において第26条が追加され、条ずれが生じたことから、第29条に改正をいたすものでございます。

次に、改正条例第2条は、平成27年10月に一部改正をしております。安芸高田市個人情報保護条例が未施行の状況で、次の改正が必要となったため、一部を改正する条例のさらなる一部改正を行うものでございます。改正部分は、3ページになりますが、第2条第1項第6号の定義の説明部分に番号法において、追加となりました第26条にかかる文言を追加するとともに、追加するものと第27条第3項において、番号法第19条第8号で追加された条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者に係る部分を追加するものでございます。

4ページをお願いいたします。

次に、改正条例第3条は、安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正でございます。内容は、第1条及び第5条ともに同一でございまして、番号法において第19条第8号が追加されたことにより、準用しております第19条第9号を第10号に改正をするものでございます。

最後に5ページをお願いいたします。

附則において、施行期日を定めておりますが、基本的には改正法の施

行期日に合わせ、平成29年5月30日としておりますが、改正条例第2条の安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上で、要点の説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

7番 石飛慶久君。

○石飛議員 この条例の第27条の中の提供者の制限の拡大だと思うんですが、この具体的にどこまでの制限が幅が広がったのか。そして、本市の庁舎内でも行政手続の関係で、市民に向けるサービス、その中の関係とかいうものがあるのか、ないのか。その辺がちょっと文言ではわかりにくいので、具体的な例を挙げて説明していただければと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 個人情報保護条例、そしてもう一つの条例は、安芸高田市行政手続における特定の個人を識別するための、もとい。

今回の条例改正は、本市の個人情報保護条例と、そしてもう一つは、安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、これらのそれぞれ一部改正で、議員御指摘のように、追加された部分はその範囲が拡大されたことに伴いまして、それを追加しておるものでございます。改正の趣旨は、特にこの個人番号法が制定され、それがこれから運用されていく中で、一番注意をすべき点は、個人情報の中にマイナンバーが付与されることにより、特定個人情報という少し個人情報の中でも厳しく扱う、厳しく守るといいますか。そういったところが注意すべき点であるということが法律の中にあります。

今回、特にそれを追加する中で、先ほどおっしゃられました27条を含めてでございますが、文言として新たに出てきておりますのが、条例関係事務の照会者であったり、そういう者が出てまいります。これらは、いわゆる番号法で、こういう事務については法律の中で既に自治体等が使っている事務ですよという部分が決められておりますが、一部では市町村が独自に条例を定めた上で事務が初めて、その事務に番号法による番号が使えますよという規定がございます。ですから、これから市のほうで、独自のマイナンバー利用を図るときに条例で定める必要が出てまいります。それが今想定をされますので、国において番号法は改正になりまして、条例で制定する事務を取り扱うものについても、その範囲に入るということをここに明確に法律で規定されたことを受け、条例改正を行うというものでございます。

○先川議長 ほかに質疑はありませんか。

7番 石飛慶久君。

○石飛議員 わかったような、わからないような、ちょっと具体的に、じゃあ実際に、この文言が変わっただけでは、実際には各窓口の利用において、横

との連携が要る場合、すぐに連携はとれない状況なのか、それともこの文言が変わったからすぐできるのか。先ほど言われたように、本市によって条例を制定せんと、この制限がまだあるよということなのか。今まで横との連携はできないということではないですか。それとも、条例を制定したら横との連携ができるよという意味なのか。具体的に来庁された方の市民が窓口で、行政手続をしたときの本庁のあり方が、はっきり見えてこないんですが。もうちょっと具体的に教えていただければと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 具体的に、市民の方に直接これが窓口で影響してくるということは、まず今想定をされておられません。想定できない部分もあろうかと思いますが、直接関係することはないというふうに思っております。むしろ、議員御指摘のように、庁舎内で情報を行き来することを提供し、受ける中で、これが定めてないとできないと。横の連携がとれないということでもありますので、そういう意味では議員御指摘のように、今はそれをしてはならない。この条例が定められた以降できると。ただ、まだマイナンバーの事務において、市独自で何かを使っていくという部分もまだ具体的には決まっていないところがございますので、実質事務上発生していないという状況もあります。議員御指摘のように、この条例を制定しておかないと、そのいう事務も今後できないということがございます。

○先川議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号「安芸高田市個人情報保護条例等の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第4号 安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第20、議案第4号「安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第4号「安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、平成28年の人事院勧告を踏まえた国の人事院規則の改正に伴い、再度、育児休業等ができる特別な事情を追加、及び、育児時間と介護時間の休暇の時間数の調整をすることを定めるために、本市職員の育児休業等に関する条例について、所要の改正を行うものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第21 議案第5号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第21、議案第5号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第5号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由を申し上げます。

本案は、施策の展開により、来年度、新たに任用する非常勤職員の報酬額を定めるとともに、本市給与条例に準じた通勤手当相当分を費用弁償として支給することができる非常勤職員に、非常勤調理員を追加するため、本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例についての所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第22 議案第6号 安芸高田市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

- 先川議長 日程第22、議案第6号「安芸高田市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 議案第6号「安芸高田市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例」について、提案の理由を御説明申し上げます。
本案は、国の人事院規則の改正に伴い、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を定めるため、本市職員の配偶者同行休業に関する条例について、所要の改正を行うものであります。
よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。
- 先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長より要点の説明を求めます。
総務部長 杉安明彦君。
- 杉安総務部長 議案第6号「安芸高田市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例」について、要点の御説明を申し上げます。
議案書で説明をさせていただきますので、議案書の1ページをお願いをいたします。
先ほど市長に提案理由の説明をさせていただいておりますが、平成28年4月に人事院規則が改正をされ、配偶者の同行休業制度に期間の再延長ができる特別の事情が追加されたことに伴い、本市条例の関係部分にそれを加えるものでございます。表右が改正前、左が改正後になります。
本市条例の第6条の次に、第6条の2を追加し、再延長ができる特別な事情として、期間の延長の請求時に確定していなかった場合には、3回目の再延長を認めることができること、としたこと。以降2ページに書いてございますが、確定していなかった場合には3回目の再延長を認めることができるようにしたこと、及びその他市長がこれに準ずると認める事情であれば、やはり3回目の再延長を認めることができることとしたものでございます。
なお、その下の第7条の改正は、第6条の2を追加した中に、同一内容の文言が含まれることになったことから、次条以降の同一表現は削除するための改正でございます。
最後に、附則として、条例施行は公布の日からといたしております。
以上で、要点の説明を終わります。
- 先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)
- 先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思いま

す。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第6号「安芸高田市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第7号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

○先川議長 日程第23、議案第7号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第7号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、安芸高田市立みつや保育所ほか、30施設について、安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、指定管理者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間につきましては、施設の設置目的や特性、またこの間の管理運営状況等を総合的に検証して判断したものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第24 議案第8号 新市建設計画の変更について

○先川議長 日程第24、議案第8号「新市建設計画の変更について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第8号「新市建設計画の変更について」の提案理由の御説明を申し上げます。

合併特例債を財源として実施をいたす事業につきましては、新市建設計画に掲載をされている事業のみが対象となります。このことから、新年度において、新たに合併特例債を財源として実施をしようとする事業について、新市建設計画に追加掲載するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審議することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議案第9号 安芸高田市過疎地域自立促進計画の変更について

○先川議長 日程第25、議案第9号「安芸高田市過疎地域自立促進計画の変更について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第9号「安芸高田市過疎地域自立促進計画の変更について」の提案理由を申し上げます。

過疎債を財源として実施する事業については、過疎地域自立促進計画に掲載されている事業のみが対象となります。このことから、新年度において、新たに過疎債を財源として実施をしようとする事業について、本市過疎地域自立促進計画に追加掲載するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第26 議案第10号 安芸高田市特別会計条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第26、議案第10号「安芸高田市特別会計条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第10号「安芸高田市特別会計条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、安芸高田市特別会計条例、第1条に掲げる特別会計のうち、

簡易水道事業特別会計、飲料水供給事業特別会計、及び介護サービス特別会計の3つの特別会計を廃止することにより、条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長より要点の説明を求めます。
企画振興部長 西岡保典君。

○西岡企画振興部長 議案第10号「安芸高田市特別会計条例の一部を改正する条例」について、要点の御説明を申し上げます。

本案は、安芸高田市特別会計条例第1条に掲げる特別会計のうち、簡易水道事業特別会計、飲料水供給事業特別会計、及び介護サービス特別会計の3つの会計について、廃止するものでございます。簡易水道事業特別会計、及び飲料水供給事業特別会計につきましては、平成29年4月1日に安芸高田市水道事業と統合し、その債務は水道事業へ引き継ぐこととなるため、廃止をするものでございます。

また、介護サービス特別会計につきましては、平成27年4月1日に地域包括支援センター業務を安芸高田市社会福祉協議会へ委託をしたことに伴いまして、その業務に関する過誤請求等の対応のため、予算計上をこれまでいたしておりました。その業務委託後2年が経過をいたしまして、今後請求が見込まれなくなったために、廃止をいたすものでございます。

以上で、要点の説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第10号「安芸高田市特別会計条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第27 議案第11号 安芸高田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例

- 先川議長 日程第27、議案第11号「安芸高田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 議案第11号「安芸高田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、現在、高宮町川根地域において実施しております市町村運営有償運送による川根もやい便において、美土里町大所地域の住民が利用することについて、議会の議決を求めるものであります。  
以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。
- 先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)
- 先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。



日程第28 議案第12号 安芸高田市地域活性化・緊急総合経済対策基金条例を廃止する条例

- 先川議長 日程第28、議案第12号「安芸高田市地域活性化・緊急総合経済対策基金条例を廃止する条例」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 議案第12号「安芸高田市地域活性化・緊急総合経済対策基金条例を廃止する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。  
本案は、安芸高田市地域活性化・緊急総合経済対策基金条例を廃止するものであります。  
よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。
- 先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長より要点の説明を求めます。  
企画振興部長 西岡保典君。
- 西岡企画振興部長 議案第12号「安芸高田市地域活性化・緊急総合経済対策基金条例を廃止する条例」について、要点の御説明を申し上げます。  
本案は、安芸高田市地域活性化・緊急総合経済対策基金が役割を終えたため、廃止をいたすものでございます。この基金は、平成22年のリーマンショックによる不況から脱するために行われた平成23年度の国の経済対策による交付金を財源として積み立てていたもので、これまで雇用対策等に行う事業に充当をいたしてまいりました。  
平成28年度をもって、全ての基金の充当が終了いたしましたので、今

般条例を廃止いたすものでございます。

以上で、要点の説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号「安芸高田市地域活性化・緊急総合経済対策基金条例を廃止する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第29 議案第13号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第29、議案第13号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第13号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的改革を行うための地方税法、及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律、及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が、平成28年11月28日に公布されたことに伴い、安芸高田市税条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 小笠原義和君。

○小笠原市民部長 議案第13号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」の要点の御説明をいたします。

今回の条例改正は、社会保障の安定財源の確保などを図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令等の一

部を改正する政令の改正に伴い、消費税率の引き上げ時期が変更になったことにより、安芸高田市税条例の一部を改正するものでございます。

議案により改正内容について御説明をいたします。

議案の2ページ、上段、附則7条の3の2の改正でございます。個人住民税の住宅借入金等、特別税額控除の適用期限を平成31年6月30日から平成33年12月31日まで延長することとしたものでございます。施行期日は公布の日からでございます。この措置による減収額につきましては、引き続き地方特例交付金により、全額国費で補填されることになっておりますので、本市への影響はございません。

次に、議案の2ページから3ページまでをごらんいただきたいと思います。

附則第16条の改正は、平成28年度分の軽自動車税に対し、3輪及び4輪の軽自動車で排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の小さいものにつきまして、グリーン化特例が適用され、軽自動車税の軽減措置が行われました。また、当初登録から起算して14年を経過したものは、経年重課税として約1.2倍の税率となっております。平成28年度分のみの適用でございましたが、消費税率の引き上げが時期が変更になったことに伴い、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに最初の新規検査を受けた3輪以上の軽自動車の新車に限りますが、グリーン化特例と経年重課は平成29年度分の適用することとなったので、改正するものでございます。施行期日は平成29年4月1日でございます。

以上で、要点の説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第13号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」の件
を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第30 議案第14号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第30、議案第14号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条



例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第14号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」についての提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、介護予防・日常生活総合事業に係る事業者の指定及び更新における手数料を追加するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第31 議案第15号 安芸高田市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第31、議案第15号「安芸高田市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第15号「安芸高田市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例」についての提案理由を申し上げます。

安芸高田市健康被害調査委員会は、市が実施しております予防接種によって、健康被害が発生したと考える際に、予防接種法に基づき、健康被害を救済するため設置するものであります。この委員会は、予防接種と健康被害の状況を医学の立場から判断できる資料を収集したり、被害者から救済措置の給付請求があったときに、医療に必要な助言を行う役割を持っております。

この委員会で調査した資料は、被害者の救済措置の給付請求認定のため、国へ報告することになります。被害者の立場から早急な対応が求められることから、委員会の運営を円滑に実施するため、条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第32 議案第16号 安芸高田市福祉施設新設奨励条例の一部を改正する  
条例

○先川議長 日程第32、議案第16号「安芸高田市福祉施設新設奨励条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第16号「安芸高田市福祉施設新設奨励条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、条例第2条第1項の第1号ウで規定する安芸高田市次世代育成支援行動計画が平成26年度で終了いたし、平成27年度から安芸高田市子ども・子育て支援事業計画に引き継がれたため、条例中の文言の修正を行うものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 可愛川實知則君。

○可愛川福祉保健部長 議案第16号「安芸高田市福祉施設新設奨励条例の一部を改正する条例」について要点の説明を申し上げます。

本案は、安芸高田市が市内に福祉施設を新設されることを奨励した際に、奨励金を支給することを定めた安芸高田市福祉施設新設奨励条例の条文において、児童福祉にかかります基本計画を安芸高田市次世代育成支援行動計画と定めていたものを、安芸高田市子ども子育て支援計画に改めるものでございます。

次世代育成支援行動計画は、安芸高田市の将来を担う児童の健全なる育成を目指し、平成16年度から平成26年度までの10年間の行動計画を定めたものでありましたが、平成27年度に国の子ども子育て支援制度が始まったことに伴い、安芸高田市においては、次世代育成支援行動計画を独立した計画として延長せず、安芸高田市子ども子育て支援事業計画の中に含めた形で児童福祉の基本計画を策定いたしました。

平成29年度からは、甲田町の保育所統合を実施するに当たり、新設施設の設定運営法人の募集を行いますので、文言の修正を行うものでございます。

以上で、要点の説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第16号「安芸高田市福祉施設新設奨励条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第33 議案第17号 安芸高田市林道管理条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第33、議案第17号「安芸高田市林道管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第17号「安芸高田市林道管理条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、林道に係る占用料について、改正を行うものであります。この改正は、昨年度、地価水準及び地価に対する賃料の水準の変動等を反映するため、安芸高田市道路占用料に関する条例を改正をいたしました。それに準拠したもので改正するものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第34 議案第18号 安芸高田市高田地区工業団地下水処理場基金条例を廃止する条例

○先川議長 日程第34、議案第18号「安芸高田市高田地区工業団地下水処理場基金条例を廃止する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第18号「安芸高田市高田地区工業団地下水処理場基金条例を廃止する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、高田地区工業団地下水処理場を用途廃止することに伴い、基金条例を廃止するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第35 議案第19号 安芸高田市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第35、議案第19号「安芸高田市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第19号「安芸高田市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。
本案は、平成28年第1回定例会において議決をいただきました安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例において、占用料の改定を行いましたものに準拠して、本市の法定外公共物の占用料を改定するものであります。
よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第36 議案第20号 安芸高田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第36、議案第20号「安芸高田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第20号「安芸高田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。  
本案は、平成19年6月に簡易水道の統合を促進をする目的で、簡易水

道等施設整備費国庫補助金交付要綱、及び簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領が一部改正されたことにより、平成29年度から簡易水道事業及び飲料水供給事業を上水道事業へ統合することに伴い、関係する条例を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長兼公営企業部長 伊藤良治君。

○伊藤建設部長兼公営企業部長 議案第20号「安芸高田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について要点の説明を申し上げます。

今回改正する条例は、現在経営しております安芸高田市簡易水道事業飲料水供給事業を公営企業で経営します安芸高田市水道事業へ事業統合するに当たり、これまでの簡易水道事業、飲料水供給事業の給水区域等を水道事業へ追加するため、安芸高田市水道事業の設置等に関する条例を一部改正するとともに、廃止となる簡易水道事業、飲料水供給事業の関係条例の基金条例、設置等条例、給水条例を廃止するものでございます。

議案書をお願いいたします。

1ページ、安芸高田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものでございますが、下段から2ページから3ページをごらんください。

表の左側に改正後、右側に改正前の条文を記載しております。2ページから3ページ上段の表左側、吉田上水道、甲田上水道につきましては、これまでの水道事業でありまして、給水区域の表記を統一するため、現在の行政区に修正しております。3ページ上段の表左側、丹比・可愛簡易水道からは、統合のためこれまでの簡易水道事業、飲料水供給事業の給水人口、1日最大給水量給水区域を追加しております。

次に、説明資料を見ていただきまして、裏面、安芸高田市水道事業一般平面図をごらんください。

図面下に施設名の一覧がございます。上から四角のA、Bがございます。これが図面の中央付近に記載してあります、これまでの水道事業の区域でございます。

次に、一覧表に①から⑬がございます。これが簡易水道事業の区域で、図面にそれぞれ記載しております。

次に、一覧表下段三角のイ、ロがございます。図面の中央から右上に記載してあります飲料水供給事業の区域でございます。

今後は、以上の区域を1事業、安芸高田市水道事業として経営してまいります。

附則といたしまして、議案書のほうへ戻っていただきまして、4月1日から施行するものといたします。また、統合により簡易水道事業関係の安芸高田市簡易水道財政調整基金条例、安芸高田市簡易水道事業の設置

等に関する条例、安芸高田市簡易水道事業給水条例、飲料水供給事業関係の安芸高田市飲料水供給施設の設置に関する条例、安芸高田市飲料水供給施設給水条例は廃止といたします。

以上で、要点の説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 水道事業に一括をされるということはよく理解ができるんですけど、これによって市民に与える影響、市民に与えるサービスの低下、いうことはありますか。多分ないと答えられまじょうが、そこらを詳細に教えてもらい問題点があればお答えください。

○先川議長 答弁を求めます。

伊藤良治君。

○伊藤建設部長兼公営企業部長 それでは、質問にお答えいたします。

先ほどの御質問の中に、この統合により市民の方にどういった影響があるかということでございます。

会計上の統合でございますので、今までの水道事業、簡易水道事業、飲料水供給事業の運営についてと維持管理につきましては、同じような管理となりますので、影響はございません。ただ、会計上、今まで簡易水道事業、飲料水供給事業につきましては、単式簿記ということで、減価償却費等が入っておりませんでした。今回、水道事業という公営企業で運営するということになりまして、その関係上そういったお金がキャッシュを、現金を伴わないものが会計上出てくるという状況でございます。

以上でございます。

○先川議長 ほかに質疑はありませんか。

6番 前重昌敬君。

○前重議員 今回の説明資料の2ページ、条例改正のところに、施設の名称、給水人口、1日最大給水量というところは、変更なくして、改正前は大きい施設、百楽荘、清風会、清風荘といったところが新しく条例では、ここがもうなくなってますよね。そうすることによって、給水量変わってないんですよ、これ。9,410人、これ結構施設としては、そういう給水人口といったものはおられるんじゃないかと思うんですが、そこら辺はどうなんですかね。

○先川議長 答弁を求めます。

建設部長 伊藤良治君。

○伊藤建設部長兼公営企業部長 今回の条例改正ということでございますけども、旧の条例のほうに、この右側のほうにありますが、上から言いますと、郡山住宅とかですね。ずっと下段にいきますと、県警住宅、国司住宅、さらに清風会、清風荘等が書いてございます。これにつきましては、旧の吉田町時代からの施設名ということで、給水人口に加算されております。今回の給水人口に

つきましては、行政区のほうでカウントするという状況ですので、給水人口については変わっておりません。全体的に。

以上でございます。

○先川議長 ほかには質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 一定の統一をしていくという方向なんです。市長の施政方針にもありましたように、今後公共料金いわゆる受益者負担も考慮していくということですが、こういった統一をすることによって、そういった方向というのはどのように考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

建設部長 伊藤良治君。

○伊藤建設部長兼公営企業部長 こういった事業統合で、水道事業が一つの会計で運営されるということでございますので、将来的なこれからの方針、今現在、水道ビジョンというのを作成をしておりますが、策定をしておりますが、そういった中で料金の改定、将来的に持続可能な水道ということで検討をしております。先ほど、施政方針にもございましたが、上下水道の料金については、これから検討をして、皆様方のほうに経営状況を今から公表していくという段階でございます。

以上でございます。

○先川議長 ほかには質疑はありませんか。

熊高昌三君。

○熊高議員 それでは一定の見通しというのは、具体的には今のところないというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○先川議長 答弁を求めます。

建設部長 伊藤良治君。

○伊藤建設部長兼公営企業部長 今現在の、これからの見通しということでございますけども、今現在、既に簡易水道、飲料水供給事業については、繰出金、また下水道事業につきましても、繰出金等いただいておりますので、これからの財政状況によりましては、先ほど施政方針、市長のほうの施政方針にもございますように、適正な金額をこれから出していくということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 ほかには質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号「安芸高田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第37 議案第21号 安芸高田市奨学金貸付条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第37、議案第21号「安芸高田市奨学金貸付条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第21号「安芸高田市奨学金貸付条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、若者の定住を促進する取り組みとして、市の奨学金を利用している者が、安芸高田市に居住した場合、市内に居住している間の返還額を免除する制度を追加するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第38 議案第22号 平成28年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）

日程第39 議案第23号 平成28年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第40 議案第24号 平成28年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第41 議案第25号 平成28年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第42 議案第26号 平成28年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第43 議案第27号 平成28年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

日程第44 議案第28号 平成28年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

日程第45 議案第29号 平成28年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）

日程第46 議案第30号 安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会



計補正予算（第1号）

日程第47 議案第31号 平成28年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

日程第48 議案第32号 平成28年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第2号）

日程第49 議案第33号 平成28年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第4号）

○先川議長 日程第38、議案第22号「平成28年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」の件の件から、日程第49、議案第33号「平成28年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第4号）」の件までの12件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第22号「平成28年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,443万3,000円を追加し、予算の総額を206億8,433万2,000円とするものでございます。

次に、議案第23号「平成28年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、予算の総額を41億113万7,000円とするものであります。

次に、議案第24号「平成28年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,252万円を減額し、予算の総額を4億2,811万2,000円とするものであります。

次に、議案第25号「平成28年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ342万2,000円を減額し、予算の総額を45億4,868万5,000円とするものであります。

次に、議案第26号「平成28年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,200万1,000円を追加し、予算の総額を2億8,244万2,000円とするものであります。

次に、議案第27号「平成28年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ108万円を減額し、予算の総額を4億5,485万2,000円とするものであります。

次に、議案第28号「平成28年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,668万5,000円を追加し、予算の総額を4億4,378万5,000円とするものであります。

次に、議案第29号「平成28年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ976万6,000円を減額し、予算の総額を3億4,383万1,000円とするものであります。

次に、議案第30号「平成28年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算(第1号)」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8万1,000円を減額し、予算の総額を1,053万9,000円とするものでございます。

次に、議案第31号「平成28年度簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,762万9,000円を減額し、予算の総額を7億1,884万9,000円とするものであります。

次に、議案第32号「平成28年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算(第2号)」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2万7,000円を追加し、予算の総額を1,547万2,000円とするものであります。

次に、議案第33号「平成28年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第4号)」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の営業費用178万8,000円の減額、及び営業外費用25万円を増額し、予備費を153万8,000円増額をするものであります。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出の資本的収入につきましては、1,972万5,000円を減額し、予定総額を5,233万4,000円とするものでございます。資本的支出につきましては、2,302万6,000円を減額し、予定総額を1億1,981万8,000円とするものであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,748万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額349万2,000円、過年度分損益勘定留保資金728万円、当年度分損益勘定留保資金5,671万2,000円で補填をするものであります。

以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 先 川 議 長      質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
                         本案12件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。  
                         以上で、本日の日程は全て終了しました。  
                         本日は、これにて散会いたします。  
                         次回は、2月27日午前10時に再開いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 0時42分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員